

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第115号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第33号）の施行期日は、平成18年1月7日とする。

(交通局企画総務部企画課)